

ふくふくの会 事業概要

1 基本理念

障がい者(児)に対するあらゆる差別と偏見をなくし、障がい者の自立と完全参加と平等を実現することをめざし、一人ひとりが「人間として」地域社会であたりまえに生き働くため、障がい者と健全者が互いの力をあわせて活動することを目的とします。
(障がい者がみんなと共によりよく働く場・ふくふくの会 規約 より)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業等を行う。
(社会福祉法人ふくふく福祉会 定款より)

2 活動の基本方針

この会は、障がい者(児)が必要とする地域福祉サービスを提供するために、また、地域の中に働く場と生活の場を創りだしていくために、社会福祉事業や公益事業などを含め、制度利用しながらよりよい実践をすすめます。

障がい当事者が地域社会で生きていく力を身につけ、一般の社会サービスを利用できるように支援する活動によって、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加しそれぞれの力を発揮する機会を保障されるまちづくりをすすめます。

- 障がい者が人間として地域社会であたりまえに生き働くための支援を提供する事業を行います。一人ひとりの必要に応じた支援を共に考え、実現に向けて行動します。
- 障がい者が、社会的・経済的に自立できるよう、社会資源の創出や基盤整備の働きかけを進めます。
- 障がい者(児)が自己主張、自己決定していけるように、また、人権侵害を許さないように、障がい種別を越えたアドボカシー(権利擁護)運動を進めます。
- 障がい者(児)の人権、生活、労働、教育、まちづくり、バリアフリーの問題を考え、関係団体、他の社会資源との連携をはかり、社会啓発や行政交渉、共同行動を進めます。
- その他、上記に関連した研修、研究、相互交流、他の活動を行います。

3 ぷくぷくの会がとりくんできたこと

<作業所部門>

ぷくぷくの会の活動は、障がいをもつ人が地域であたりまえに働ける場があまりにもない現実からスタートしました。いまの社会のしくみ全体が、障がい者を除いたところで決められ、障がい者が入れない構造になっていることに問題があると、私たちは考えます。

一人ひとりが、それぞれに得意なことや、できることで力を出しあい、みんなの力を合わせていけば、いろんなことにとりくめます。人間の仕事や生活は、画一的に早さと量が問われることばかりではありません。

無認可の共働作業所から始まり、現在は日中活動系のいくつかのサービスの種類に分かれています。いずれにしても、毎日仕事や活動をしに出かけ、他の人たちと一緒に何かに取り組んだり、会話したり、きちんとごはんを食べて、一定のリズムで日中を過ごす場をもつのは、誰にとっても大切なことです。施設内での仕事だけではなく、清掃等実習、地域でのポスティングや、出張販売やイベントへの出店などもしています。また、作業以外に個別のプログラムやアート、音楽、体操などのとりくみ、みんなで楽しむレクリエーションなどもすすめています。

自立支援法での見直しが進みサービスの利用料負担は実質的にはほぼなくなっていますが、ぷくぷくの会では、工賃やお給料と年金などの収入でそれぞれの人が生活していけるように、これまで通りみんなできれむ作業や仕事の部分は大事にしていきたいところです。

<地域生活支援>

日中の作業所活動だけでなく、障がい者の自立を支援するために、1996年「すいた自立支援センター ねばーらんど」を開き、生活関連の事業を広げています。障がい当事者、家族、行政からのさまざまな相談を受けつけ、地域の機関と連携をはかりながら、必要に応じて社会資源を利用する援助をしたり、社会生活力を高める支援などを進めています。

生活の場としては、障がい当事者が自立へ踏み出すことを促しながら、グループホームを開設・運営。2009年6月に新築オープンした岸部中もあわせて、現在、6ヶ所の拠点、15住居で30人以上の入居者が生活しています。一人ひとりの個性や生活ニーズにあわせた支援に重点をおいています。

また、2003年4月支援費制度のスタートに合わせ、居宅介護事業所として「吹田ヘルプ協会アル」をたちあげ、ヘルパーを使って個人の生活に必要な介護を確保したり、生活を豊かにしていけるよう、地域生活の支援体制をつくり出してきました。現在では吹田市内に数多くのヘルパー事業所ができてきたので、他事業所の利用へつなげていくこともすすめています。

これらの生活支援関連の事業は、内本町の「ぷくぷくビル」を第1拠点とし、支援センターとアルの事務所を1・2階におき、2006年5月にはグループホームの1ヶ所が3～5階（2012年以降は消防設備の問題で3階が使用せず、4・5階のみ）を使用するようになりました。予備室を利用しての緊急時の支援や体験宿泊、自立訓練など多様な自主活動「ホップ・ステップ・ジャンプ」にとりくみ、短期入所の制度利用にもつながってきました。

グループホームのニーズ、入居者数は増えてきており、岸部地区に一戸建木造3階の「きしべのおうち」を建設しました。一般住宅での生活では困難の大きかった重複障がいの方などの入居がすすめられ、第2拠点となっています。これまでの活動の中で、社会的に生活困難とされてきた人たちの相談を受けて、長期入院からの退院促進や入所施設からの地域移行、児童施設からの移行などで、グループホームでの生活を始められるよう、いろいろな形で支援にとりくんできました。ひとり暮らしや在宅（家族同居など）の人からの相談も含めて、多様な暮らし方やニーズに対応しています。入居後も、本人や家族の状況が変わっていくなかで、支援のニーズもうつりかわっていきます。成年後見制度を利用する人も非常に増えました。権利擁護の課題が広がっています。

近年は、消防法や建築基準法が厳しくなっており、2015年度からはほとんどのグループホームにスプリンクラー設置を求められるなどが大きな課題となっています。特に新規開設は、資金面でもしっかりとした計画づくりが必要です。

さまざまな課題をふまえながら、障がいをもつ本人が、地域で安心・安全に、人とし豊かな暮らしを実現していけるよう、生活支援を充実させていきます。

＜就労支援＞

1998年よりスタートしていた就労支援事業部の自主活動が認められ、2001年度には、大阪府障がい者雇用支援センターステップアップ事業を受託し、2006年度に「障がい者就業・生活支援センター」として国の指定を受けることができました。

また、2001年5月にオープンした吹田市の福祉施設の清掃業務を請負い、障がい者の就労にむけた実習にとりくんでいます。清掃業務の一部で、障がい当事者が支援を受けながら、様々な業務と働くリズムや環境になじんでいく職場実習を進めてい

ます。

他機関の就労移行支援事業所とも連携をはかり、ネットワークを広げながら活動を進めています。状況に応じて協力しながら、就職を目指す障がい当事者、支援機関、雇用を進めようとする企業・事業所との間で橋渡し役をになっています。

2014年には「一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団」の発足に中心にかかりました。吹田市内の障がい者福祉に関わる23団体で構成され、役所や企業から障がい者作業所に軽作業や授産製品などの発注を受ける窓口となるほか、新たな障がい者雇用の創出に向けて働きかけをすすめていこうとしています。